

平成 26 年度特定個人情報保護委員会年次報告 概要

(平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月)

第 1 章 特定個人情報保護委員会の組織等及び所掌事務

- ◆ 内閣府の外局たる合議制の機関。(平成 26 年 1 月 1 日設置。)
- ◆ 委員長及び委員は独立して職権を行使。
- ◆ 委員長及び委員 6 名で構成。(経過措置により平成 26 年中は委員長及び委員 2 名で、平成 27 年中は委員長及び委員 4 名で構成。)
- ◆ 委員会事務局の定員：32 名(平成 26 年度末)
- ◆ 所掌事務
 - ①特定個人情報の取扱いに関する監視・監督
(指導・助言、勧告・命令、報告徴収・立入検査等)
 - ②特定個人情報保護評価
 - ③広報・啓発
 - ④調査・研究及び国際協力等

第 2 章 特定個人情報保護委員会の所掌事務の処理状況

- ◆ 30 回の委員会を開催、4 か所の視察を実施。

第 1 節 特定個人情報保護評価(※1)

- ◆ 4 つの行政機関等から提出された特定個人情報保護評価書を承認(※2)。

※1 マイナンバー制度における保護措置の一つ。特定個人情報ファイルを保有しようとする行政機関の長等が、当該特定個人情報ファイルの取扱いに伴う特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認し、特定個人情報保護評価書において対外的に明らかにするもの。

※2 特定個人情報ファイルの概要やリスク対策等を記載し、国民の意見聴取と委員会の承認が必要とされたもの。

- ◆ 地方公共団体を含む 964 機関が、委員会の運用する「マイナンバー保護評価Web」において、7,406 事務に関する特定個人情報保護評価書を公表（本サイトから特定個人情報保護評価書の検索・閲覧が可能）。

図 1：特定個人情報保護評価の流れ

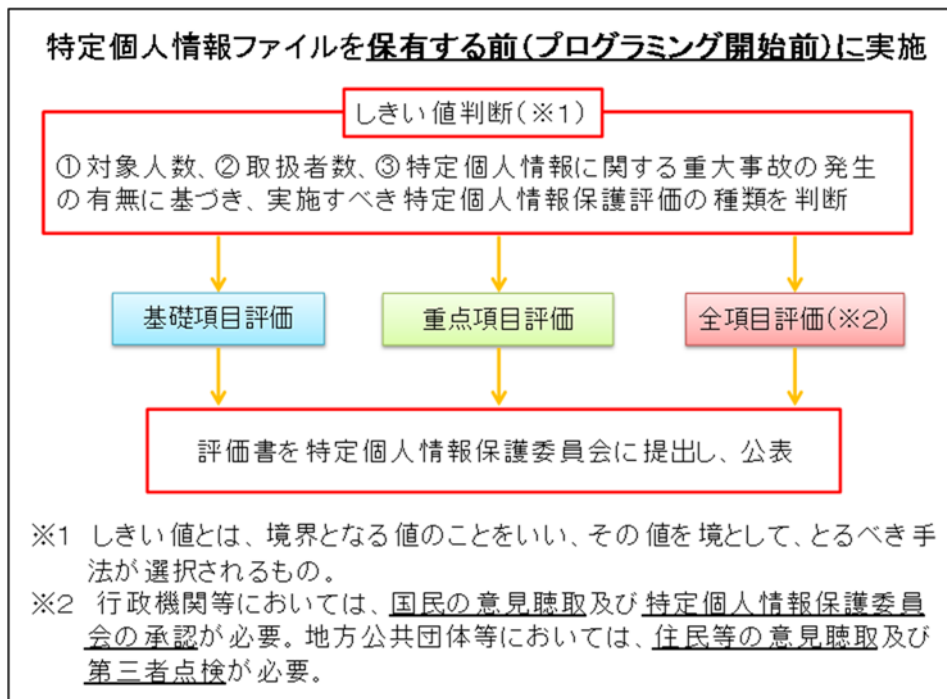
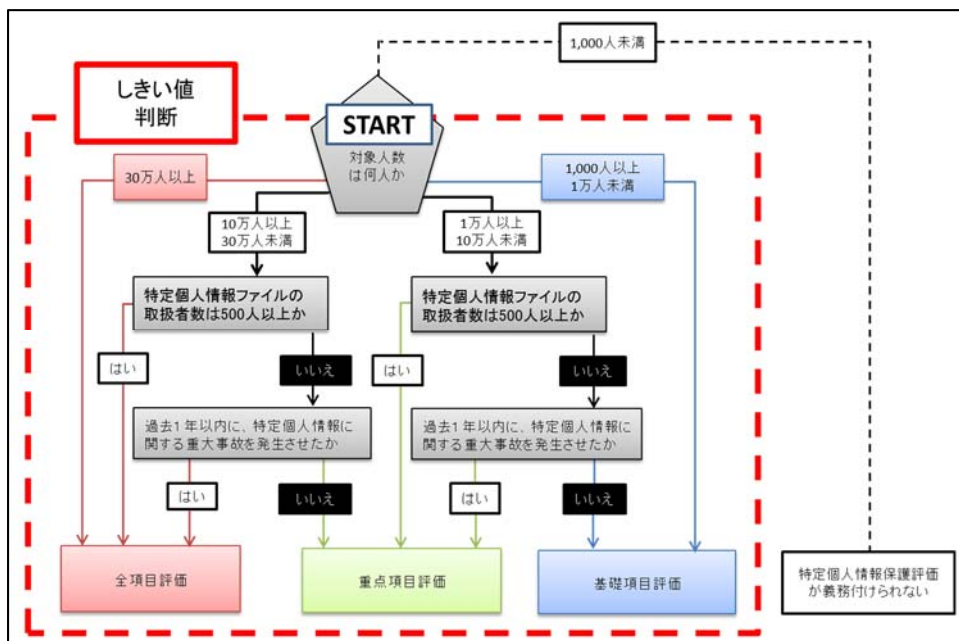


図 2：しきい値判断フロー



第2節 監視・監督

- ◆ 「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」について、対象者別に「事業者編」「行政機関等・地方公共団体等編」を公表。
- ◆ 特定個人情報の漏えい等の防止等のために必要な安全管理措置について、中小規模事業者の実務への影響に配慮して特例を設定。
- ◆ ガイドラインと併せて、問合せの多い事項に関するQ & Aを公表。

第3節 広報・啓発

- ◆ 特定個人情報の保護に関し、行政機関及び地方公共団体の担当者に対する説明会を開催したほか、経済団体等が開催する説明会等（91回、約1.4万名参加）に講師を派遣。
- ◆ 事業者向けの分かりやすい資料を作成し、ウェブサイト等により積極的に発信。

第4節 国際協力等

- ◆ フランス共和国、ドイツ連邦共和国及びアメリカ合衆国の個人情報保護当局を訪問、データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議等に出席し、国際的な動向の把握、当委員会に係る情報発信等を実施。